

掲示期間 平成30年4月1日～平成30年4月10日

新潟市水道局告示第10号

収納事務の委託について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、使用中に伴う水道料金及び下水道使用料等の清算料金等の収納事務を平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、次のとおり委託したので同法施行令第26条の4第1項の規定により告示します。

平成30年4月1日

新潟市水道事業管理者

水道局長 井浦 正弘

収納事務委託区域	収納事務受託者	
	住 所	氏 名
新潟市水道局秋葉事業所 料金課所管の給水区域	新潟市中央区紫竹山 1丁目5番10号	公益財団法人 新潟水道サービス